

令和7年度

第14回教育委員会（定例）

令和8年3月9日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和 8年 3月 9日 午後2時00分～
場 所 市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 第13回会議録の報告・承認

日程第2 会議録署名委員指名

番委員 (委員)

日程第3 会期の決定 自 令和 8年 3月 9日 至 令和 8年 月 日 日間

日程第4 承認事項

第11号 令和7年度三宅剣龍賞被表彰者の決定について

(社会教育・文化財課)・・・1頁

日程第5 議案

第45号 丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を
改正する規則の制定について (教育総務課)・・・3頁

第46号 丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則及び
丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の一
部を改正する規則の制定について (教育総務課)・・・4頁

第47号 丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定につい
て (教育総務課)・・・6頁

第48号 丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について
(学校教育課)・・・7頁

第49号 丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に
関する要綱の制定について (学校教育課)・・・22頁

第50号 丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の一部を改正する要綱の
制定について (子育て企画課)・・・30頁

日程第6 協議事項

第10号 「令和8年度丹波篠山の教育」概要版について (教育総務課)・・・31頁

日程第7 報告事項

1 寄附採納について (教育総務課)・・・37頁

2 後援名義の承認について (教育総務課)・・・38頁

3 令和7年度3月小・中・特別支援学校定例校長会について
(学校教育課)・・・40頁

- 4 フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援事業について
(学校教育課)・・・41 頁
- 5 令和7年度3月幼稚園・こども園長会について
(保育教育課)・・・44 頁
- 6 第46回丹波篠山ABCマラソンの結果について(社会教育・文化財課)・・・45 頁
- 7 教育長報告
・・・46 頁

《次回定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和8年4月24日(金) 14:00～ 場所：市役所第2庁舎3階2-301・302会議室

承認第11号

令和7年度三宅剣龍賞被表彰者の決定について

令和7年度三宅剣龍賞被表彰者の決定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処理書のとおり処理したので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月9日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

専 決 処 理 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、三宅剣龍賞の被表彰者の決定に関し専決処理した。

理由：令和7年度の三宅剣龍賞の表彰を3月21日に行うにあたり、2月19日に開催した選考委員会において被表彰者の選考を行った。市教育表彰の被表彰者の決定については丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第4条第17号の規定により議決事項となっているが、丹波焼の表彰盾の作成に相応の期間を要するため2月下旬までに決定する必要があったとともに、臨時教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため専決処理した。

令和8年2月20日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

令和7年度三宅剣龍賞被表彰者

No.	個人・団体名	功績概要
1	丹波篠山市菊花同好会	古典園芸
2	酒井 實	俳句
3	細見 悟	音楽
4	岸本 均	詩吟
5	橋元 文子	ちぎり絵
6	高家 正孝	地域文化振興
7	畑 昌子	音楽

令和7年度三宅剣龍賞被表彰者のうち教育書道展関係の2名については、令和7年12月18日の定例教育委員会において教育長の臨時代理決裁で決定することについて議決し、令和8年2月11日に表彰を行った。

令和7年度三宅剣龍賞被表彰者（教育書道展関係）

No.	氏 名	功績概要
1	酒井 あかり（古市小学校6年生）	教育書道展小学生の部優秀賞
2	井尻 夏帆（西紀中学校3年生）	教育書道展中学生の部優秀賞

議案第45号

丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月9日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

丹波篠山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年篠山市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第46号

丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則及び丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の一部を改正する規則の制定について

丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則及び丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月9日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹後政俊

丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則及び丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の一部を改正する規則

（丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第1条 丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則（平成11年篠山市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1城南小学校の項中「真南条下」の次に「栗栖野」を加え、同表古市小学校の項中「栗栖野」を削る。

（丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の一部改正）

第2条 丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則（平成16年篠山市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

真南条下		○			
------	--	---	--	--	--

」

を

「

真南条下		○			
栗栖野		○			

」

に、

「

牛ヶ瀬		○3年	○1、		
-----	--	-----	-----	--	--

		生以上	2年生		
栗栖野	○3年生以上		○1、2年生		

」

を
「

牛ヶ瀬		○3年生以上	○1、2年生		
-----	--	--------	--------	--	--

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に丹波篠山市立古市小学校に在籍する児童については、改正後の丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則別表第1の指定通学区域の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に丹波篠山市立古市小学校に在籍する児童については、改正後の丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則別表の指定交通手段の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第47号

丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月9日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

丹波篠山市遠距離通学費補助金交付要綱（平成16年篠山市教育委員会要綱第4号）を次のように改正する。

別表第1中

「

真南条下	7.0			○
------	-----	--	--	---

」

を

「

真南条下	7.0			○
栗栖野	8.3			○

」

に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

議案第48号

丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について

丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月9日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月文部科学省)に示されている地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、丹波篠山市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、別に定める確認事項に基づき判断する。

3 地域クラブの指導者の登録については、別に定める。

(認定申請)

第3条 丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請を取りまとめて、丹波篠山市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号。以下「誓約書兼申請書」という。)、丹波篠山市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を丹波篠山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出することにより行うものとする。

2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体(以下「申請者」という。)に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合は、申請内容の審査及び必要に応じてヒアリング又は現地確認等を行い、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 丹波篠山市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合は、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動を「丹波篠山市認定地域クラブ活動」とする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、丹波篠山市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、丹波篠山市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生した日の属する年度の翌々年度の末日まで(3年間の有効期間)とする。

(変更の届出)

第7条 丹波篠山市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに丹波篠山市認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第5号)により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 丹波篠山市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに丹波篠山市認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第6号)により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 丹波篠山市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに丹波篠山市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第7号)により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、丹波篠山市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- (3) 丹波篠山市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、丹波篠山市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第8号)により、丹波篠山市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(丹波篠山市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、丹波篠山市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(丹波篠山市認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 教育委員会は、丹波篠山市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援(財政支援、学校施設利用等)
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教職員等の兼職兼業の促進

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

丹波篠山市教育委員会 様

団体名

代表者氏名

丹波篠山市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

丹波篠山市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第3条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 丹波篠山市教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	主な活動内容	
7	参加者数	全体 名 (うち、中学生 名)
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	活動時間及び活動場所	
10	参加費、保険料等の 受益者負担	参加費 : 円/月 or 年 保険料 : 円/年 その他 : 円
11	添付書類	① 丹波篠山市認定地域クラブ活動認定要件確認書 (様式第2号) ② 認定地域クラブ指導者申請書・誓約書 (指導者ごと) ③ 団体の規約又は会則等 ④ 地域クラブ活動の活動計画書 ⑤ 地域クラブ活動に係る収支計画書 (※地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ)

丹波篠山市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

※要件確認にあたっては、令和7年度改訂の「丹波篠山市立中学校部活動および地域クラブ活動ガイドライン（以下「丹波篠山市ガイドライン」という）」の内容についても十分確認すること

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（丹波篠山市立中学校部活動および地域クラブ活動ガイドラインP8 3「生徒の主体性を伸ばす効果的な指導の実施」）

生徒^{*1}の自主的・主体的な参加による活動^{*2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと

選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{*3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とする。しかし中学生が小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。

※2 生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること（丹波篠山市ガイドラインP8 4「持続可能でよりよい部活動運営および地域クラブ活動のための体制整備 ○地域クラブの運営（4）適切な休養日等の設定」）

生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{*1}

年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 丹波篠山市ではまずは休日の地域展開から目指すこととしている。当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施するケースが多く想定される。認定地域クラブは、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、公式大会参加等で休日両日活動した場合は、学校部活動顧問と連携し、平日の学校部活動の1日を休養日にする、もしくは翌週の休日をどちらの日も休養日にあてるなど、生徒の負担軽減に努める。

- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
 (丹波篠山市ガイドライン P8 4「持続可能でよりよい部活動運営および地域クラブ活動のための体制整備 ○地域クラブの運営 (5)会費の適切な設定と保険の加入」)
- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に
 応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可
 可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
 (丹波篠山市ガイドライン P8 4「持続可能でよりよい部活動運営および地域クラブ活動のための体制整備 ○地域クラブの運営 (3)適切な指導の実施」)
- 地域クラブ活動において地域指導者や指導補助、見守り等を行う人材が、暴力・暴
 言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解
 し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さな
 いことを誓約すること
- 県や市が指導者研修等を開催する場合は、積極的に参加すること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の
 不適切行為を防止する観点から、できる限り、複数の地域指導者が携わること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
 (丹波篠山市ガイドライン P8 3「生徒の主体性を伸ばす効果的な指導の実施 (2)安全な指導の充
 実」)
- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のう
 え、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するととも
 に、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を
 徹底すること
- 市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、あらかじめ、事故等が発生し
 た場合の対応や責任関係等を明確化するとともに、保護者や関係機関への緊急時の
 連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入し
 ていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- 次の内容を含む規約等^{※1}を作成・公表していること。また、関係法令を遵守すると
 ともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※2}
- ・ 団体の目的
 - ・ 役員(代表、副代表、会計、監事等)の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者(保護者等)に
 対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること
- 大会(中体連主催大会等)・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協
 力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

(丹波篠山市ガイドライン P5 4「持続可能でよりよい部活動運営および地域クラブ活動のための体制整備 ○学校部活動の運営 (7)学校部活動と地域クラブ活動のスムーズな連携」)

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{※2}
- 市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時の地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合が多いことから、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

団体名
代表者氏名

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（地域クラブ名・運営団体名等）

代表 様

丹波篠山市教育委員会

丹波篠山市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定申請について、丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブ名

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項

（※必要に応じて記載）

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（地域クラブ名・運営団体名等）

代表 様

丹波篠山市教育委員会

丹波篠山市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付で申請のあった、丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので、丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ名

2. 不認定の理由

丹波篠山市教育委員会 様

団体名
代表者氏名

丹波篠山市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付けで丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ名）
について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、丹波篠山市認定地域ク
ラブ活動の認定に関する要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ名

2. 変更事項

3. 変更年月日

4. 変更内容 (新)
(旧)

5. 変更の理由

丹波篠山市教育委員会 様

団体名
代表者氏名

丹波篠山市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ名）
について、活動を休止するため、丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第8
条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ名
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 様

団体名
代表者氏名

丹波篠山市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ名）
について、丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第9条の規定により下記の
とおり丹波篠山市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

1. 地域クラブ名
2. 認定取消しの申出の理由

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（地域クラブ名・運営団体名等）
代表 様

丹波篠山市教育委員会

丹波篠山市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで丹波篠山市認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ名）
について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので、丹波篠山市認定地域ク
ラブ活動の認定に関する要綱第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ名
2. 認定取消しの理由

議案第49号

丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する要綱の制定について

丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月9日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職
兼業許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動の地域展開に伴い、丹波篠山市立学校教職員（以下「教職員」という。）がそれぞれの希望に応じて地域クラブ活動（部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）に基づく地域クラブ活動をいう。以下同じ。）に円滑に従事することができるよう、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定により、丹波篠山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が兼職兼業の許可を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

(兼職兼業の申請)

第2条 兼職兼業により地域クラブ活動における指導等の業務に従事することを希望する教職員（以下「申請者」という。）は、地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び申請書に記載のある添付書類（以下「添付書類」という。）を、勤務する学校の学校長（以下「学校長」という。）を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定により申請書及び添付書類の提出があった場合は、その内容を確認し、次条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると認めるときは、当該申請書及び添付書類に地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書（様式第2号。以下「副申書」という。）を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(兼職兼業の許可)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請書及び副申書の提出があった場合は、その内容を精査し、次の各号のいずれかに該当するときを除き、申請に応じた兼職兼業の許可を行う。

- (1) 申請が申請者の意思に反して行われているとき。
- (2) 兼職兼業により、申請者が勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがあるとき。
- (3) 申請者の時間外労働時間（学校における勤務時間（所定の勤務時間及び時間外勤務命令に基づく時間外勤務時間の合計をいう。）と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間から、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に規定する労働時間（原則として1日につき8時間、1週につき40時間）を差し引いた時間をいう。）が、1月当たり100時間以上となること、又は複数月の平均が80時間を超えることが見込まれるとき。
- (4) 兼職兼業により、申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがある

とき。

- (5) 申請者が従事しようとする地域クラブ活動における業務内容が、学校又は教職員への信用失墜につながるおそれがあるとき。
- (6) その他教育委員会が兼職兼業を許可することが適当でないと認める事情があるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を行ったときは、地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書(様式第3号)により学校長を通じて申請者に通知を行う。

(申請内容の変更等)

第4条 前条の規定による許可を受けた者(以下「兼職兼業教職員」という。)は、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに学校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

2 兼職兼業教職員は、兼職兼業の許可を受けた後、異動により勤務校が変更された場合には、改めて第2条第1項に基づく申請を行わなければならない。

(許可の取消し)

第5条 教育委員会は、兼職兼業教職員が次の各号のいずれかに該当するときは、兼職兼業の許可を取り消す。

- (1) 申請に虚偽の内容が含まれていたとき。
- (2) 第3条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当しないことが明らかとなったとき。
- (3) 兼職兼業教職員から兼職兼業の許可の取消しの申出があったとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めたとき。

(服務)

第6条 兼職兼業教職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員としての勤務時間中に地域クラブ活動における業務に従事しないこと(教育公務員特例法第17条又は地方公務員法第35条の規定により職務に専念する義務の免除の承認を受けた場合を除く。)
- (2) 教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合は、教職員としての業務を優先すること。
- (3) 学校又は教職員への信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと。

(勤務時間の報告)

第7条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月5日までに、地域クラブ活動従事時間報告書(様式第4号)を学校長に提出しなければならない。

2 教育委員会は、兼職兼業教職員が心身の健康の確保に支障を来すことがないよう、兼職兼業教職員の学校における勤務時間(教職員にあっては、在校等

時間)と地域クラブ活動における労働時間の合計を把握し、適切に当該兼職兼業教職員の健康管理を図らなければならない。

(兼職兼業教職員と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との契約)

第8条 兼職兼業教職員と地域クラブの運営団体・実施主体との間における雇用、委任等に関する契約は、当事者の責任において、直接行うものとする。

(報酬等)

第9条 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した際の報酬等を、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体から受け取ることができる。ただし、社会通念上適当と認められるものとする。

2 兼職兼業教職員は、地域クラブ活動における業務への従事により得た報酬等に関し、確定申告等を含め、その管理を適切に行わなければならない。

(兼職兼業の申請が不要な場合)

第10条 教職員が休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で地域クラブ活動の業務に従事する場合は、第2条第1項の規定による兼職兼業の申請は要しない。

(実態調査)

第11条 教育委員会は、必要に応じ、兼職兼業教職員の地域クラブ活動における業務の状況等について調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 宛て
(学校長経由)

学校名
職・氏名

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書

私は、下記のとおり兼職兼業したいので、丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する要綱第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 兼職兼業しようとする地域クラブ活動名
地域クラブ活動名：
- 2 兼職兼業しようとする地域クラブ活動内容
- 3 兼職兼業しようとする地域クラブ活動の従事時間
従事時間 時間/月当たり
従事期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 4 報酬の見込み額
1時間・月・年 1回 当たり 円
- 5 添付書類
 地域クラブ活動の運営団体・実施主体からの依頼状の写し
 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の規約など組織運営に関する書類
 地域クラブ活動の活動内容等が分かる書類
 その他 ()

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

丹波篠山市教育委員会 宛て

学校名
学校長名

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書

別紙のとおり、下記の者から地域クラブ活動に係る兼職兼業許可申請書及び添付書類の提出があり、丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する要綱第3条第1項に規定する兼職兼業の許可の基準に該当すると考えますので、同要綱第2条第2項の規定により副申します。

記

兼職兼業を希望する教職員の氏名

<備考>

(※必要に応じて記載)

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

学校名

学校長

様

申請者

様

丹波篠山市教育委員会

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る兼職兼業については、申請のとおり許可することとしましたので、丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する要綱第3条第2項の規定により通知します。

<備考>

(※必要に応じて記載)

学校長 宛て

学校名
職・氏名

地域クラブ活動従事時間報告書（ 月分）

年 月 日付けで許可のあった兼職兼業については、月に下記のとおり活動しましたので、丹波篠山市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可に関する要綱第7条第1項の規定により報告します。

記

① 地域クラブ名	
② 活動月	月
③ 地域クラブ指導 従事時間	時間
④ 月ごとの時間外 在校等時間＋地 域クラブ指導時 間	時間

- ・市教育委員会は、地域クラブから提出される各地域指導者の活動実績報告書（月ごと）により、地域クラブ指導時間を把握する。
- ・市教育委員会は、必要に応じてこの様式の提出を求めることがある。

議案第50号

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月9日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱の一部を改正する要綱

丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金交付要綱（令和5年丹波篠山市教育委員会要綱第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「16,000円」を「8,200円」に、「24,000円」を「10,400円」に、「32,000円」を「13,500円」に、「40,000円」を「16,600円」に、「48,000円」を「19,700円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

協議第10号

「令和8年度丹波篠山の教育」概要版について

「令和8年度丹波篠山の教育」概要版について、教育委員会の協議を求める。

令和8年3月9日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁、別冊1》

「丹波篠山の教育」 概要版 掲載状況一覧

項 目	主担当課	概要版掲載				
		R8	R7	R6	R5	R4
施策の基本方向1 子どもの根っこを育てる保育・教育の推進						
1-1 ふた葉プロジェクトの推進						
(1) 眠育の推進	子育て企画課					
(2) 食育の推進	子育て企画課	○	○	○	○	
(3) あそびの推進	子育て企画課					
1-2 子どもの根っこを育てる環境づくり						
(1) 保育園・幼稚園・こども園における心身づくり	保育教育課					
(2) 諸感覚を発達させる保育・教育活動	保育教育課	○	○	○		
(3) 保育園・幼稚園・こども園の環境整備	保育教育課	○	○	○	○	○
1-3 子ども・子育て支援の体制づくり						
(1) 子育ていちばんに向けて	子育て企画課	○	○	—	—	—
(2) 子育て相談の充実	子育て企画課					
(3) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	子育て企画課	○	○	—	—	—
(4) 病児保育事業の実施	子育て企画課					○
(5) 放課後児童健全育成事業の充実	子育て企画課				○	○
(6) 幼稚園預かり保育の充実	保育教育課				○	
(7) 子育てふれあいセンターの運営	子育て企画課			○		○
(8) おいでよささっ子遊具設置事業の実施	子育て企画課					○
(9) 赤ちゃんの駅設置事業の実施	子育て企画課					
(10) 篠山チルドレンズミュージアムの管理運営	子育て企画課					
(11) ファミリーサポートセンターの運営支援	子育て企画課				○	
(12) 地域子育て支援拠点施設の活動支援	子育て企画課	○				
(13) 子育ていちばんPR	子育て企画課		○	○	○	—

項 目	主担当課	概要版掲載				
		R8	R7	R6	R5	R4
施策の基本方向2 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進						
2-1 確かな学力の育成						
(1) 丹波篠山市学力・生活習慣状況調査の実施	教育研究所					
(2) 学力向上プロジェクト事業	教育研究所	○			○	○
(3) 主体的な学習習慣の育成	教育研究所		○	○		○
(4) 指定研究事業の充実	教育研究所					
(5) 児童生徒の可能性を引き出す指導の充実	教育研究所	○				
(6) 情報活用能力の育成	教育研究所			○	○	○
(7) 外国語教育の充実	学校教育課			○	○	○
2-2 豊かな心の育成						
(1) 道徳教育の充実	学校教育課					○
(2) 学校における人権教育の充実	教育研究所	○	○	○	○	○
(3) いじめの防止等への的確な対応	学校教育課	○	○	○	○	○
(4) 不登校支援と未然防止への対応	学校教育課	○	○	○	○	—
(5) 読書活動の充実	学校教育課	○	○	○	○	○
(6) デジタル・シティズンシップ教育や研修の充実	教育研究所					○
(5) 体験活動の充実	学校教育課	○	○	○	○	—
(6) 環境教育の実践	学校教育課					○
(7) あいさつの実践	教育研究所	○	○	○	○	
(8) ボランティア(地域貢献)活動の推進	教育研究所					
2-3 健やかな体の育成						
(1) 体力・運動能力調査の実施	学校教育課			○	○	○
(2) 学校における食育の推進	教育研究所					
(3) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実	学校教育課					
(4) 部活動の新たな形に向けて	学校教育課	○	○	○	○	○
(5) 学齢期における胃がんリスク防止の取組	教育総務課					
2-4 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成						
(1) キャリア教育の推進	学校教育課	○	○	○	○	○
(2) 小中連携心のサポート事業の実施	学校教育課			○	○	○
(3) スクールブリッジ事業の推進	学校教育課					
2-5 特別支援教育の充実						
(1) 早期発達支援室の運営	保育教育課		○			
(2) 校園内体制の整備及び広域的・有機的なネットワークの形成	学校教育課				○	○
(3) 障がいのある子どもたちへの合理的配慮の提供	学校教育課			○	○	○
(4) 特別支援学校の充実	学校教育課					
(5) 「個別の教育支援計画(サポートファイル)」を活用した関係機関との連携強化	学校教育課	○	○			
(6) たんばささやまキッズ発達支援チームの設置	学校教育課					
(7) 特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援	学校教育課	○				
(8) 医療的ケア児支援事業の充実	学校教育課			○	○	—

項目	主担当課	概要版掲載				
		R8	R7	R6	R5	R4
施策の基本方向3 子どもたちが自分らしく安心して過ごせる環境づくりの推進						
3-1 安全安心で質の高い学習環境の整備						
(1)安全で安心な学校園づくり	教育研究所・保育教育課	○	○	○	○	○
(2)安全安心な通園・通学環境の整備	教育研究所・学校教育部・丹波篠山教育センター			○	○	○
(3)防災教育・防災体制の充実	学校教育課		○	○		
(4)学校園水泳における施設の活用	学校教育課			○	○	—
(5)学校施設の充実	教育総務課					
(6)丹波篠山産木材を活用した教育環境づくり	保育教育課					○
(7)学校の適正規模・適正配置	教育総務課					
(8)教育DXの実現に向けた教育の情報化の推進	教育研究所	○	○	○	○	○
3-2 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進						
(1)障がいのある子どもたちへの合理的配慮の提供【再掲】	学校教育課	○		○	○	○
(2)不登校支援と未然防止への対応【再掲】	学校教育課		○	○	○	—
(3)国際理解・多文化共生教育の推進	学校教育課		○			
(4)帰国・外国人園児児童生徒支援事業の充実	学校教育課	○	○		○	
3-3 地域とともにある学校づくり						
(1)コミュニティ・スクールの推進	教育研究所	○	○	○	○	○
(2)オープンスクールの充実	教育研究所					
3-4 家庭・地域との協働による豊かな学びの推進						
(1)家庭、学校、地域がともに学べる機会の提供	社会教育・文化財課					
(2)子育て相談の充実【再掲】	子育て企画課					
(3)親子の絆づくりプログラム事業の実施	子育て企画課		○			
(3)青少年育成に係るインターネット社会への対応	社会教育・文化財課					○
(4)放課後子ども教室の開催	社会教育・文化財課		○			○
(5)子どもの居場所づくり推進事業「通学合宿」・「トライしようDAY」の実施	社会教育・文化財課					○
(6)青少年健全育成団体との連携強化	社会教育・文化財課	○				
3-5 関係機関等との連携強化						
(1)相談体制の充実	教育研究所	○	○			○
(2)スクールロイヤーの配置	学校教育課					
3-6 教職員の資質能力の向上						
(1)効果的・組織的な学校園運営	教育研究所					
(2)生徒指導体制(組織的対応)の充実	学校教育課					
(3)教職員の資質向上を図る研修機会の充実	教育研究所					
(4)人権教育に係る研修の充実	教育研究所					
(5)教職員のメンタルヘルス	学校教育課					
(6)教職員の勤務時間適正化及び業務の効率化の推進	学校教育課	○	○	○	○	○
(7)丹波篠山市教育研究所の取り組み	教育研究所			○		○
3-7 保幼小中高大の連携						
(1)保幼小連携の推進	保育教育課	○	○	○	○	—
(2)幼小連携の強化	保育教育課	○	○	○	○	—
(3)小中連携心のサポート事業の実施【再掲】	学校教育課					
(4)中高連携の推進	教育総務課・教育研究所				○	○
(5)大学との事業連携	教育総務課					

項 目	主担当課	概要版掲載				
		R8	R7	R6	R5	R4
施策の基本方向4 人生100年時代を豊かに生きる学びの推進						
4-1 主体的に生きるための学びと場の充実						
(1)「第2次丹波篠山市立図書館ビジョン」による図書館運営	中央図書館	○	○	○	○	○
(2)図書館資料の収集及び提供	中央図書館					
(3)市民センター図書コーナーと配本所の運営の充実	中央図書館			○		○
(4)中央図書館と学校園との連携	中央図書館					
(5)地域資料の整理・保存・電子書籍化	中央図書館					
(6)障がい者社会学級の運営支援	社会教育・文化財課			○	○	○
(7)外国人住民に対する学習支援	社会教育・文化財課	○		○	○	○
(8)丹波篠山市高齢者大学の充実	公民館					○
(9)多様な公民館活動の充実	公民館		○			
(10)視聴覚機器を活用した教育活動の支援	中央図書館					
(11)地域映像の収集と活用	中央図書館	○				○
(12)ICTふれあいサロンの運営	中央図書館					
(13)丹波篠山映像祭の実施	中央図書館		○			
(14)丹波篠山市史編さん事業	市史編さん課	○	○	○	○	○
4-2 スポーツの推進						
(1)スポーツ活動の充実と推進	社会教育・文化財課	○				
(2)丹波篠山ABCマラソンの開催	社会教育・文化財課	○		○	○	
(3)TAMBASAYAMAライジングスター育成事業の推進	社会教育・文化財課		○	○	○	○
(4)丹波篠山総合スポーツセンター、西紀運動公園の管理運営	社会教育・文化財課		○			○
4-3 歴史文化遺産の学びと継承						
(1)文化財保存活用地域計画の実施	社会教育・文化財課					○
(2)国史跡の環境整備	社会教育・文化財課				○	○
(3)重要伝統的建造物群保存地区における町並みの保存と活用	社会教育・文化財課	○	○	○	○	○
(4)篠山春日能の充実	社会教育・文化財課			○		
(5)丹波焼の保存と活用の推進	社会教育・文化財課	○	○	○	-	-
4-4 文化・芸術の振興						
(1)丹波篠山市立文化施設4館運営の充実	社会教育・文化財課	○	○			○
(2)(仮称)丹波篠山市民展の開催	社会教育・文化財課		○	○		
(3)交響ホール主催事業の実施	田園交響ホール			○	○	○
(4)交響ホールボランティアスタッフの育成と連携	田園交響ホール					
(5)市民ニーズに沿ったホールの利活用	田園交響ホール	○	○			
4-5 自然遺産に学ぶ教育の充実						
(1)脊椎動物化石保護・活用事業	社会教育・文化財課	○	○			○
(2)学校における化石を生かした取組の推進	社会教育・文化財課					

項 目	主担当課	概要版掲載				
		R8	R7	R6	R5	R4
施策の基本方向5 郷土を愛し担う人材育成の推進						
5-1 ふるさと丹波篠山を愛する心の育成						
(1)「ふるさと教育」の推進	学校教育課	○	○	○	○	○
(2)学校における食農教育の推進	学校教育課					
(3)ふるさと創生奨学金の活用	教育総務課					
(4)丹波ささやま市民文化講座の実施	公民館					
(5)丹波ささやまおもしろゼミナールの実施	公民館					
(6)古文書講座の実施	公民館	○				
(7)はたちのつどいの開催	公民館					○
(8)郷土味学(みがく)講座の実施	公民館		○			○
5-2 学校給食の充実と食育の推進						
(1)農都のめぐみ米・地元食材を活用した学校給食の充実	学校給食センター	○	○	○	○	○
(2)丹波篠山らしい特色ある献立づくりの充実	学校給食センター					○
(3)食育推進活動の充実	学校給食センター			○	○	○
(4)かぞくdeおいしんぼクッキングの実施	公民館					
教育行政全体としての取組 市民に開かれた教育行政をめざして						
(1)丹波篠山市教育大綱に基づく教育施策の推進	教育総務課					
(2)丹波篠山きらめき教育プランに基づく教育の推進	教育総務課					
(3)教育委員会活動の充実	教育総務課					
(4)点検・評価の充実	教育総務課					
掲 載 計		42	44	45	44	60

報告 1

寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則(平成14年篠山市教育委員会規則第5号)第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年3月9日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No.	寄附者	品目	数量	価格	備考
1	篠山ライオンズクラブ 代表 岡田 政光	気化式冷風機	1台	295,000円 相当	八上小学校の学習環境の整備のために活用

報告 2

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年3月9日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

No.	名称	実施日	団体	場所
1	兵庫県立ささやまの森公園『森の学校』	令和8年5月9日～ 令和9年3月6日 (年間計10回)	兵庫県立ささやまの森公園 公園長 奥田 格	兵庫県立ささやまの森公園
2	2026年 アースレンジャー無料体験会	令和8年2月21日、 3月14日・15日	(一財) ポジティブアースネイチャーズスクール 砂山 真一	篠山チルドレンズミュージアム
3	兵庫丹波縁日2026	令和8年5月3日・ 4日	(一社) 縁日地域振興協会 代表理事 村岡 和仁	兵庫県立丹波年輪の里
4	第42回兵庫県ろうあ者大会	令和8年6月21日	丹波ろうあ協会 代表 大内 和彦	四季の森生涯学習センター西館
5	丹波の森国際音楽祭シューベルティアードたんば2026	令和8年9月27日 ～11月29日	丹波の森国際音楽祭シューベルティアードたんば実行委員会 委員長 酒井 隆明	丹波の森公苑ホール他

No.	名称	実施日	団体	場所
6	第 58 回全国保育団体合同研究集会	令和 8 年 8 月 22 日 ～24 日	第 58 回全国保育団体合同研究集会実行委員会 実行委員長 長瀬 美子	ワールド記念 ホール他

報告 3

令和 7 年度 3 月 小・中・特別支援学校定例校長会について

令和 7 年度 3 月 小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 3 月 9 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別冊 2》

報告 4

フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援事業について

フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援事業について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年篠山市教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和8年3月9日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下次頁》

フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援事業について（新規）

1. 目的

不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保につなげるため、令和8年度より、丹波篠山市教育委員会が施設認定したフリースクール等で活動する児童生徒の保護者の負担軽減を目的とした支援を開始する。

《支援制度の概要》

2. 補助対象者

補助対象者は、不登校児童生徒を支援する民間施設に通う児童生徒の利用料等を負担する、次の条件のいずれかに該当する保護者。

- ①対象となる不登校児童生徒が、市内に住所を有し、市立の小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）に在籍すること。
- ②対象となる不登校児童生徒が、民間施設等に通い、在籍する小中学校の校長の判断により、指導要録上の出席扱いを受けていること。
- ③他の地方公共団体からの同種の補助金の交付や市社会福祉課の利用者負担額減額・免除等を受けていないこと。

3. 補助対象経費

補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料（授業料、施設利用料）とする。ただし、指導要録上の出席扱いとならない日に係るものを除く。

4. 補助金額

補助金額は、対象児童生徒1人1月につき、各月分の補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額）とする。ただし、月額上限を10,000円とする。

5. 申請兼請求期間

	区 分	申請兼請求期限
前 期	4月1日分～9月30日分	10月20日まで
後 期	10月1日分～3月26日分	3月26日まで

フリースクール等民間施設支援モデル事業について（令和6年より）

1. 目的

不登校児童・生徒の集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等の相談・指導を行うフリースクール等を運営する事業者に対し、施設の活動のために支出する経費の一部を助成することによって、児童生徒の学校復帰や社会的自立の促進を図ることを目的として実施する。モデル事業実施後は、本事業の成果と課題を整理し、次年度以降の事業の方向性についても検討する。

2. 事業の内容

(1) 補助金を交付する対象施設

- ①丹波篠山市内に施設又は活動拠点があること。
- ②丹波篠山市教育委員会が「指導要録上出席扱いとすることのできる不登校児童生徒を対象とした民間通所施設」と認定した施設であること。
- ③丹波篠山市に在籍する不登校児童生徒が複数、利用している施設であること。

(2) 補助の対象

- ①講師謝金（定期的なカウンセラーの謝金も含む）
- ②教材・教具等
- ③体験学習・実習等の経費
（当該活動に係る消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）

(3) 補助金

- ①補助対象経費の50%
- ②補助金額の上限 1施設あたり20万円 ※R7までの50万円から減額

報告 5

令和 7 年度 3 月幼稚園・こども園長会について

令和 7 年度 3 月幼稚園・こども園長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 3 月 9 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙 1》

報告 6

第 4 6 回丹波篠山 A B C マラソンの結果について

第 4 6 回丹波篠山 A B C マラソンの結果について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年篠山市教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 8 年 3 月 9 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊

《以下別紙 2》

報告 7 教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
					2/13 13:00 今田小学校 訪問 16:00 岡野小学校 御川教諭表 敬訪問	2/14
2/15 【PM】令和7 年度丹波篠 山映像祭 (四季の森 生涯学習C)	2/16 8:30 政策会議 9:30 市議会(教 育方針等) 13:00 議員全員協 議会 16:00 例規審査会	2/17 9:30 丹南中学校 訪問 14:00 小学校長会 2月定例会 (西紀老人 福祉C)	2/18 13:15 青パト同乗 15:00 来客対応 16:30 所属長会議 18:00 丹波篠山市 展実行委員 会(丹波篠 山市民C)	2/19 10:00 丹波篠山市 農業推進協 議会(丹波 篠山市民C) 15:00 学校保健会 講演会(丹 波篠山市民 C) 18:30 令和7年度 三宅剣龍賞 候補者選考 会	2/20 15:30 来客対応 16:30 市長表敬訪 問	2/21 9:00 第37回巴旗 争奪少年剣 道大会 第 33回藤田杯 丹波篠山市 剣道大会 (篠山中学 校 体育館) 13:00 令和7年度 第25回古市 地区文化活 動発表会 (古市コミ ュニティ消 防C)

日	月	火	水	木	金	土
2/22 8:45 桶ッ卓球 世界大会 (四季の森 生涯学習C) 14:00 篠山少年少 女合唱団第 50回記念リ サイタル (田園交響 ホール)	2/23	2/24 8:30 政策会議	2/25 9:00 【3月】議案 検討会 11:00 答弁方針検 討会 16:00 所属長会議	2/26 10:30 補正 全体会(表 決) 9:00 答弁方針検 討会	2/27 10:00 第78回卒業 証書授与式 (篠山鳳鳴 高等学校) 13:10 第2次人事 ヒアリング	2/28
3/1 第46回丹波 篠山ABCマ ラソン	3/2 9:00 第2次人事 ヒアリング	3/3 8:30 部長会議・ 政策会議 9:00 答弁確認会	3/4 9:30 市議会 15:00 R8 施政方針 に係る主要 事業ヒアリ ング 16:00 所属長会議	3/5 9:00 (鳳鳴) R7 年度第2回 探究 DAY 10:00 小・中・特 別支援学校 3月定例校 長会 15:00 市長協議	3/6 15:00 丹波篠山市 公立学校事 務研究会総 会・研修会 (四季の森 生涯学習C)	3/7
3/8	3/9 8:30 政策会議					

ピア・サポートについて

『ピア・サポートを生かした学級づくりプログラム』（山口権治著）より

丹波篠山市教育委員会 教育長 丹後政俊

1 ピア・サポートとは

- ①ピア (peer) =仲間 サポート(support)=支援・援助 「仲間による支援」
- ②ピア・サポートの歴史と広がり
 - ・1970年代のカナダ⇒アメリカ・イギリス西欧諸国 日本などアジア諸国
 - ・仲間の持つ支え合いの力を活用して、不安や適応障害を抱えている児童生徒に対応
- ③なぜ今ピア・サポートなのか
 - 関係性喪失時代に関係性を再構築する
 - ・不登校・いじめの大きな要因に人間関係の希薄さがある
- ③ピア・サポートの強み
 - 子どもたちが共に楽しいことや問題解決をして人とつながることによって成長する
 - ・サポートする側は、自信と自己有用感が強化され、責任感・規範意識が形成される
 - ・サポートされる側は、安心感や他者信頼を体得していく
 - ☆誰かに支えてもらった経験は、「いつか自分もあの人のようにになりたい」「自分がしてもらったことを誰かに返したい」という他者貢献の意欲につながり、人格的成長を促す

2 「主体的・対話的で深い学び」(アクティブラーニング) とピア・サポート

- ①工業社会からの社会変化と教育改革
 - ・忍耐強さ、従順性、協調性が重視⇒生涯学習、柔軟な思考、問題解決能力、協働性
- ②意欲を高める学級集団づくり
 - ・教師との日常的な温かな関りを基盤にした、互いを尊重する児童生徒同士の触れ合い
- ③多様性が求められる現代社会
 - ・多様な価値観を持った人々が本音で話し合う社会では、対立が起こるのは自然なこと
 - ・対立を考え方の違いと捉え、一時的な人間関係の崩れは、話し合いによって修復可能
 - ☆崩れた人間関係を傾聴・共感・質問・構造化等のスキルで対話を支え、双方が納得する解決と関係再構築を図る

3 動機づけを高める工夫

- ①「友だちにしてもらって嬉しかったことや感謝したいこと」を具体的に尋ねる
- ②「自分がだれかに支えられている」ことに気付くと感謝の気持ち生まれる
- ③感謝の気持ち生まれると、「自分が他者を支えよう」という気持ちが起こる

- ☆活動の3つのルール
- ①他者を批判したり、悪口を言わない (他者尊重)
 - ②言いたくないことは言わなくて良い (自己尊重)
 - ③ここで聞いた話は外では言わない (守秘義務)

